

平成30年

寒河江市農業委員会第10回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第 1 0 回総会

日 時 平成30年10月25日（水）午前9時00分  
会 場 市役所 議会会議室

出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
1 0 番 奥 山 浩 二	1 1 番 菊 地 弘 美	1 2 番 渡 辺 裕 之
1 3 番 眞 木 早百合	1 4 番 新 宮 しのぶ	1 5 番 鈴 木 久 一
1 6 番 石 山 邦 一	1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 今 井 隆 志	3 番 國 井 新 弥
4 番 石 倉 隆 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎
7 番 鬼 海 和 幸	8 番 菊 地 健	9 番 渡 邊 正

事務局

事 務 局 長 門 口 隆 太	事務局長補佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 高 子 英 晴	総 務 係 長 菊 地 亮
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

議事

- (1) 議第40号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第43号 寒河江農業振興地域整備計画書の変更に係る審議について
- (5) 議第44号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時04分

木村議長                    それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第10回総会を始めます。

木村議長                    初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で在任委員の全委員が出席しております。総会は成立します。

                                なお、本日の総会につきましては、推進委員の方にも出席を願っております。推進委員の方につきましては、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができますので、申し添えます。また、採決には加われませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

木村議長                    次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

                                (「異議なし」の声あり)

木村議長                    それでは、4番・土屋喜久夫委員、8番・大泉邦彦委員にお願いします。

木村議長                    次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長                    次に、「報告事項」ですが、事務局から説明をお願いします。

                                (報告事項朗読)

木村議長                    ご苦労さまでした。

                                ただいまの報告について、質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長

ないようですので、事務局からほかにございませんか。  
(「ありません」の声あり)  
それでは早速、議事に入ります。

木村議長

議第40号から議第44号までの議案について、一括上程  
します。

- (1) 議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第43号「寒河江農業振興地域整備計画書の変更に係る審議について」
- (5) 議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第40号から議第44号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。  
菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井委員

はい、議長。

去る10月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査を行いました。なお、今回は現地調査が必

要な案件はありませんでした。

事前審査において申請された案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、10時までとさせていただきます。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 10時00分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。

渡辺委員

はい、議長。

6ページをごらんください。

(議案書順位47番朗読)

47番のほうは、14日、土屋委員、小野推進委員と一緒に見てまいりました。

(議案書順位 50 番朗読)

こちら、手前の道路端のほうを今■■■■さんのほうでつくっております。その畑の奥になります。こちらも十分問題ないというふうに見てきました。

こちらが10月18日、菅井代理、今井隆志推進委員と一緒に現地を見てまいりまして、問題ないというふうに、この47番、50番とも地区審査でも問題ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

同じく6ページをごらんください。

(議案書順位 48 番朗読)

10月14日、加藤委員、國井推進委員と現地を見てまいりました。きれいに管理されておまして、問題ないというふうに見てまいりました。

(議案書順位 49 番朗読)

現地は西根小学校の前に位置します水田地帯の一角であります。10月14日、加藤委員、國井推進委員と見てまいりました。引き続き農地として利用されるという内容でありますので、問題はないというふうに見てまいりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位47番から50番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第40号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第40号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地

調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。

渡辺委員

はい、議長。

8ページをごらんください。

(議案書順位6番朗読)

こちらは8月の総会で、5条で申請された案件でございまして、そのときには問題ないというふうに県のほうに上げてやったわけですが、県のほうから5条でなくて4条のほうで申請し直してくださいということで、今回の申請になったようであります。

こちら、14日に土屋委員、小野推進委員と一緒に見てまいりまして、何ら問題ないというふうに見てきました。

(議案書順位7番朗読)

こちらのほうも14日、土屋委員、小野推進委員と一緒に見てまいりまして、事前審査会、地区審査会でも問題ないというふうに意見をいただいております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位6番は、土地造成の転用申請になっております。この申請地は8月に農地法第5条第1項の規定による許可申請が



あり、8月総会において許可相当とし県に進達したところ、農地法第4条第1項の規定による許可申請を行うようにとの指導があり、8月の申請を取り下げ、改めて農地転用許可申請を行うものです。

申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内の農地であり、例外として土地造成も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位7番は、農作業小屋建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第41号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。

渡辺委員

はい、議長。

それでは、10ページをごらんください。

(議案書順位51番朗読)

こちら、14日に土屋委員、小野推進委員と一緒に見てまいりまして、住宅地の中の農地であり、何ら問題ないというふうに見てきました。地区審査、事前審査会でも問題ないというふうになりましたので、よろしくをお願いします。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員をお願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

同じく10ページをごらんください。

(議案書順位52番朗読)

10月14日、加藤委員、國井推進委員と現地を見てまいりました。現地は■■■■さんの住宅地にある農地でありまして、

周辺農地への影響もないというふうなことで判断してまいりました。なお、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位5 1番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地では原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位5 2番は、農業用倉庫建築用敷地への転用になっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第42号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第43号「寒河江農業振興地域整備計画書の変更に係る審議について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐） はい、議長。

議第43号、寒河江農業振興地域整備計画書の変更に係る審議につきましてご説明いたします。

ページは11ページになります。

寒河江農業振興地域整備計画書の総合見直しにつきまして、平成30年10月15日付農第618号において、寒河江市長より農業委員会に対しまして意見を求められております。

寒河江農業振興地域整備計画につきましては、担当である農林課より農業委員に対しまして9月25日に内容の説明があり、10月15日に寒河江農業振興地域整備計画書が郵送されておまして、意見を求められております。農地利用最適化推進委員会におかれましては、10月15日に開催いたしました農地利用最適化推進委員研修会におい農林課より説明を受け、意見を求められております。これに対し、農業委員及び推進委員からは、3件の意見や要望がありました。

これらの意見や要望につきましては、先ほど総会開催前に農林課より回答を受けているものであります。

議案は農業委員会の総意として寒河江農業振興地域整備計画書の変更に対しまして、異議の有無について議決をいただくものであります。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決します。

議第43号「寒河江農業振興地域整備計画書の変更に係る審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第43号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋委員、お願いします。

土屋委員 農用地利用集積計画書 14 ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者でありますし、その人に貸しつけるのに適した農地であるというようなことから、何ら問題ないというようなことで思っております。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員をお願いします。鈴木委員。

鈴木委員 はい、議長。15 番、鈴木です。

15 ページをお開きください。

(議案書朗読)

認定農業者に貸しつける農地でありますので、何ら問題ないというふうに判断しております。

(議案書朗読)

地区審査でも異議はありませんでした。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、柴橋地区、石山委員、をお願いします。

石山委員 14 ページをお願いいたします。

(議案書朗読)

借受者は認定農業者であり、前農業委員でありました。何ら問題ないと見ております。

木村議長 集計表はないんですか。

石山委員 集計表には、柴橋の部分が筆数、それから内容が抜いてありますけれど、1つだけです。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員 はい、議長。6番、影沢です。

10ページをお願いいたします。

(議案書朗読)

中間管理事業について、農業振興地域内にあり、地域の担い手等に貸し出すために、農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。また、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第44号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第44号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第44号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

以上をもちまして、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。



閉会 午前10時29分

平成30年10月25日

第10回総会 議長 木村 三紀 .....

議事録署名委員4番委員 土屋 喜久夫 .....

議事録署名委員8番委員 大泉 邦彦 .....